

警備業務委託契約書（案）

（「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく契約）

1 委託業務名 具志川浄化センター敷地内警備業務委託

2 履行期間 令和7年4月1日 から
令和8年3月31日 まで（24か月）

3 履行場所 具志川浄化センター敷地内（敷地内の管理棟、その他付属施設含む）
住所 沖縄県うるま市州崎1番地

4 業務委託料 ¥ -
うち取引に係る消費税及び地方消費税額 ¥ -

【年度別内訳】

令和7年度 月額 ×12月 =
令和9年度 月額 ×12月 =

5 契約保証金

上記業務について、発注者（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）は、
次の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和**年**月**日

（甲）発注者 沖縄県宜野湾市伊佐三丁目12番1号
沖縄県下水道事務所長名

（乙）受注者 （住所）
（商号）
（氏名）

(契約の目的)

第1条 甲及び乙は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、別添警備業務仕様書（以下「仕様書」という。）に従い、この契約（この契約書及び仕様書を内容とする業務委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

(法令の遵守)

第2条 乙は、この契約の履行に当たり、警備業法、労働基準法、最低賃金法その他関係法令を遵守しなければならない。

(業務の対象範囲及び内容)

第3条 乙が警備業務を行う範囲は、頭書記載の履行場所及び仕様書に記載した範囲内とする。

2 乙は、仕様書に基づき警備業務を実施しなければならない。

(履行期間)

第4条 この契約は、沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年沖縄県条例第56号）の規定に基づく長期継続契約であり、履行期間は頭書記載のとおりとする。

2 契約締結日の属する年度の翌年度以降においてこの契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合には、甲は、この契約の一部又は全部を解除することができる。

3 前項の場合において、甲はこれによって生じた乙の損害についてはその責を負わない。

(業務委託料の支払い))

第5条 乙は、業務を完了した月の業務委託料を当該月の翌月に甲に請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に当該請求額を支払わなければならない。

3 甲は、自己の責に帰すべき事由により業務委託料の支払いを遅延した場合は、前項の期間満了の翌日から支払いの日までの日数に応じ、政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下、「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づき定められた率により計算した遅延利息を乙に支払うものとする。

4 この契約書の規定により月の途中で契約が解除された場合において、その月の業務委託料は、契約が解除されるまでの日数に応じて日割りするものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(秘密の保持)

第8条 乙は、この契約の履行に当たり知り得た甲の業務上の秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、履行期間満了後においても適用するものとする。

(緊急時等の措置)

第9条 乙は、業務の実施中に異常又は事故等を発見したときは、臨機に適切な措置を講ずるとともに、速やかに甲が指定する施設管理責任者に報告しなければならない。
(業務内容の変更等)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止させることができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

(業務委託料の変更)

第11条 業務委託料は、前条後段の規定によるもののほか、正当な理由のある場合には、甲乙協議の上で変更することができる。

(経費負担及び施設使用)

第12条 乙は、この契約の履行に当たり必要な全ての器具、材料及び消耗品等を負担するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、警備員待機室及び業務の実施に当たり必要な最低限の電気並びに水道について、無償で乙に提供するものとする。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 正当な理由なく、契約の全部又は一部を履行しないとき。

(2) この契約の履行に当たり、乙又はその使用者に不正又は不当な行為があったとき。

(3) この契約を履行することができないと明らかに認められるとき。

(4) 次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が經營に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 甲は、契約締結後に生じた事情により委託業務を継続する必要がなくなったときは、契約を解除することができる。この場合において、契約を解除しようとするとき

は、甲は、乙に対し、2か月前までにその旨を通知しなければならない。

- 3 前項後段の規定は、第4条第2項に定める解除をしようとするときに準用する。
(解除に伴う違約金)

第14条 甲は、前条第1項の各号の定めにより契約を解除する場合は、乙に対して業務委託料の100分の10に相当する額の違約金を請求するものとする。ただし、既に履行が完了した分に相当する金額は、違約金の計算に算入しないものとする。

(乙の解除権)

第15条 乙は、次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 第10条の規定に基づく契約内容の変更により、業務委託料が3分の2以上減少したとき。
(2) 甲が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能になったとき。

2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(損害賠償)

第16条 乙は、この契約の履行に当たり、乙の使用者が故意又は重大な過失により、又はこの契約の規定に違反したことにより甲に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負わなければならない。

- 2 前項の規定による賠償すべき損害額は、甲乙協議して書面により定めるものとし、乙は、当該損害額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。
3 乙は、この契約の履行に当たり、第三者に損害を与えたときは、乙の責任においてその損害を賠償しなければならない。

(違約金等の徴収)

第17条 乙が、この契約に基づく違約金又は損害賠償金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から業務委託料の支払の日まで支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(調査報告)

第18条 甲は、必要があると認められるときは、乙の業務について調査をし、又は報告を求めることができる。

(帳簿等の整備及び保存)

第19条 乙は、業務委託料について、その収支を明らかにした帳簿等を備え、かつ全ての証拠書類を整備しなければならない。

- 2 乙は、前項の帳簿等をこの契約の履行期間が完了する日の属する年度終了後5年間保存しておかなければならない。

(補則)

第20条 この契約書に定めのない事項、又はこの契約の履行について疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。